

議案第 4 1 号

新座市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

新座市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年新座市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
市長	[略]
	(4) 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成4年新座市条例第19号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
	(5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

(1) 法別表第1に掲げる事務

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、高額障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付費若しくは特例障がい児相談支援給付費の支給、障がい福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障がい児通所支援に関する情報、同法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障がい者手帳若しくは精神保健及び精神障害者社に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障がい者保健福祉手帳に関する情報（以下「障がい者手帳関係情報」という。） <u>、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）</u> であって規則で定めるもの
	(2) 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。） <u>、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報</u> であって規則で定めるもの
	(3) 予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、 <u>国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項その他の法令の規定による障がい</u> を有する者に対する手当の支給に関する情報 <u>又は外国人生活保護関係情報</u> であって規則で

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
市長	[略]
	(4) 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成4年新座市条例第19号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

(1) 法別表第1に掲げる事務

執行機関	事務	特定個人情報
市長	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障がい児通所給付費、特例障がい児通所給付費、高額障がい児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障がい児相談支援給付費若しくは特例障がい児相談支援給付費の支給、障がい福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障がい児通所支援に関する情報、同法第21条の5の31に規定する他の法令による給付の支給に関する情報、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障がい者手帳若しくは精神保健及び精神障害者社に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障がい者保健福祉手帳に関する情報（以下「障がい者手帳関係情報」という。）又は生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	(2) 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	(3) 予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項その他の法令の規定による障がい者を有する者に対する手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

	定めるもの
(4) 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	障がい者手帳関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(5) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料の徴収に関する情報、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（第12号及び第15号並びに次表市長の項第5号において「介護保険給付等関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、新座市こども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報、新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報（第11号並びに次表市長の項第1号及び第4号において「重度医療費関係情報」という。） <u>新座市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する情報</u> 又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障がい者保健福祉手帳に関する情報、 <u>生活保護関係情報</u> 又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
[略]	
(10) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（第12号及び次表市長の項第5号において「児童手当関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（第12号及び次表

<p>(4) 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障がい者手帳関係情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(5) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成31年法律第4号）による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料の徴収に関する情報又は介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（第12号及び第15号において「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>(6) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、新座市こども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報、新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報（第11号並びに次表市長の項第1号及び第4号において「重度医療費関係情報」という。）又は新座市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(7) 国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>(8) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障がい者保健福祉手帳に関する情報又は生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
<p>[略]</p>	
<p>(10) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>予防接種法による予防接種の実施に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報（第12号において「児童手当関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（第12号において「障がい者自立支援給付関</p>

	市長の項第5号において「障がい者自立支援給付関係情報」という。)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報、新座市こども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
[略]	
(12) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障がい者手帳関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(次表市長の項第4号及び第5号において「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障がい児福祉手当若しくは特別障がい者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報、障がい者自立支援給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(13) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(14) 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
(15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障がい児通所支援に関する情報、障がい者手帳関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報で

	係情報」という。)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報又は新座市こども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
[略]	
(12) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	障がい者手帳関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報(次表市長の項第4号において「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障がい児福祉手当若しくは特別障がい者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障がい者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの
(13) 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
(14) 健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
(15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障がい児通所支援に関する情報、障がい者手帳関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

	あつて規則で定めるもの
(16) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	児童福祉法による障がい児通所支援に関する情報、障がい者手帳関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報</u> であつて規則で定めるもの
(17) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

(2) 別表第1に掲げる事務

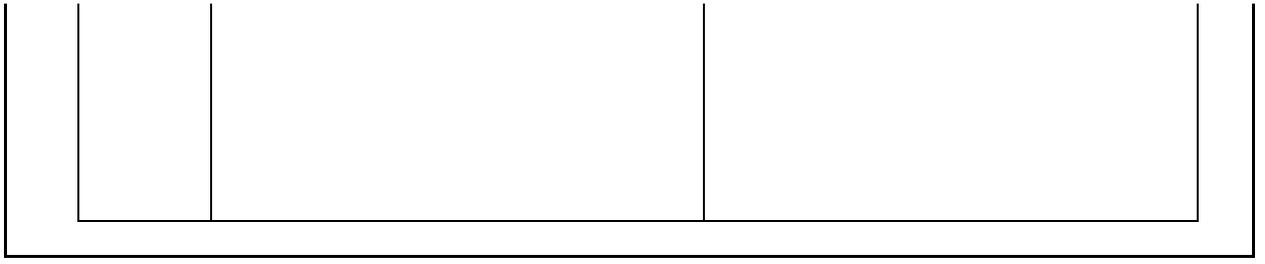
執行機関	事務	特定個人情報
市長	(1) 新座市こども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報、重度医療費関係情報、 <u>新座市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報</u> であつて規則で定めるもの
[略]		
	(3) 新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	障がい者手帳関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報</u> であつて規則で定めるもの
	(4) 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報、重度医療費関係情報又は外国人生活保護関係情報</u> であつて規則で定めるもの
	(5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて規則で定めるもの	障がい者手帳関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報、児童扶養手当関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障がい児福祉手当若しくは特別障がい者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報、母</u>

	<p>(16) 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>児童福祉法による障がい児通所支援に関する情報、障がい者手帳関係情報、生活保護関係情報、<u>地方税関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>
--	--	--

(2) 別表第1に掲げる事務

執行機関	事務	特定個人情報
市長	<p>(1) 新座市こども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報、<u>重度医療費関係情報又は新座市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する情報</u>であって規則で定めるもの</p>
[略]		
	<p>(3) 新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>障がい者手帳関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報<u>又は中国残留邦人等支援給付関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>
	<p>(4) 新座市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報、地方税関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、<u>中国残留邦人等支援給付関係情報又は重度医療費関係情報</u>であって規則で定めるもの</p>

子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障がい者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの



附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年5月31日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

個人番号を利用することができる事務として生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務を加えるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。